

府政防第952号
平成30年7月26日

火山関係都道府県防災担当主幹部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）

火山防災協議会及び協議会に参画する火山専門家の
緊急時における役割の明確化による円滑な防災対応の推進について

日頃より火山防災対策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成27年に改正された活動火山対策特別措置法第4条では、火山災害警戒地域が指定された場合、当該地域を含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための協議会を組織するものとされており、同協議会の構成は貴都道府県知事及び市町村長、气象台、地方整備局等、陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家等であると承知しております。

内閣府においては、平成29年3月、火山防災対策会議の下に、有識者、関係省庁の委員からなる「火山防災行政に係る検討会」（座長：森田裕一東京大学地震研究所教授）を設置し、「あるべき火山防災体制」や「緊急時の協議会および協議会の火山専門家の役割」等について議論を重ね、「火山防災対策会議の充実と火山活動が活発化した際の協議会の枠組み等の活用について（報告）」を取りまとめました。

本報告では、平成30年1月の本白根山噴火時に、協議会や協議会の専門家が防災上大きな役割を果たしたことも踏まえ、協議会の構成員等の関係機関が緊急時に協議会の枠組みやネットワークを活用することは円滑に防災対応を取る上で有効であり、緊急時に必要な協議会の役割について改めて確認し、その役割を規約において明確にしておくことが望ましいこと、また協議会に参画する火山専門家についても、緊急時に協議会として火山専門家に求める役割を規約において明確にしておくことが望ましい旨、記載されております。

貴職におかれましては、本報告も踏まえ、緊急時の防災対応を強化する観点から、貴協議会や専門家の役割に関して、貴協議会の構成員とも相談のうえ、貴協議会の規約に明確にしてくださいませよう願います。

また本報告について、貴都道府県関係部局や関係市町村、貴火山防災協議会構成員への周知方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

（添付資料）

- ・「火山防災対策会議の充実と火山活動が活発化した際の協議会の枠組み等の活用について（報告）」
- ・「火山防災対策会議の充実と火山活動が活発化した際の協議会の枠組み等の活用について（報告）」【参考資料】

【本件担当】

内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付

参事官補佐 石井 陽

主査 上野 俊洋

EL:03-3501-5693(直通)